

司法と福祉の更なる連携に向けて

更生保護における「司法」と「福祉」の連携は、制度がスタートしたばかりということもあり、機能するには時間がかかると考えられます。「虹」の実践を通して、罪を犯した障がい者・高齢者の支援にあたっては、社会福祉法人が運営する更生保護施設が、これまで不足していた福祉的ニーズを提供できるという点で、有効であることが分かってきました。次の二点からの理由からも、このような取り組みが全国的に広まっていくことが望まれます。

司法から福祉サイドへのソフトランディングによる福祉側の不安の軽減と円滑な地域移行



福祉施設にとって、矯正施設から直接対象者を受け入れることは、犯罪という特殊性や、入手できる個人情報量の少なさという点でも、不安を伴う場合があります。

「虹」では受け入れ後、福祉経験のある職員が福祉の視点で状態を把握し、個別支援計画を作成します。また帰住先に合わせて、日中と生活の福祉事業所を利用することで、刑務所という特別な環境からふつうの場所での生活へ慣らしていきます。

更生保護施設というクッションが加わることで、司法から福祉へのソフトランディングが行え、受け入れ福祉施設も対象者を安心して受け入れることが出来ます。

VOICE

本人との面会で不安を軽減

受け入れに際して、罪名や書面だけでは、かなり不安があった。実際に面会に行き、本人の状況と犯行に到った背景が分かったら、この人だったら支援ができると判断できた。やはり実際に本人に会うことが、受け入れの決め手となった。

また実際に受け入れ後の印象も、他の利用者ともまったく変わらない利用者の一人というイメージである。

Dさんが利用している福祉事業所 管理者

入所型施設の転用と福祉のスケールメリット

更生保護施設「虹」は、地域のグループホームやケアホームへの移行によって空き施設となった入所型施設（定員50名）を、更生保護施設に転用しました。

このような入所型施設の転用は、建設に多額の資金を要しないことと、医療支援を含めた福祉の支援のノウハウを持つ職員が支援できることや、付随する福祉事業所を利用できるという点で有効です。



排除から包み込む社会へ、そして幸福づくりへ

私達は、物事に対して「知らない」「わからない」という理由で何らかの不安や抵抗を覚えるものです。ましてやそれが「刑務所」「受刑者」であれば、悪いイメージだけが先行し、なおさら拒否や排除の心理が働くということは、一般的に当然のことかもしれません。

私自身も3年前まではそうでした。しかし厚生労働科学研究の実践を通して、たくさんの刑務所の中の実態を見たり、聞いたり、そして直接福祉的支援をさせていただく中で、その「不安」や「怖い」というイメージは完全に払拭され、「支援を必要としている人達」という気持ちに変わっていきました。福祉的支援があれば、環境さえ整えれば何も再犯を繰り返さずに済んだ人達だということです。

「犯罪」の裏にあるものを見つめる

この罪を犯した障がい者・高齢者の方々に決定的に共通して言える事が『家族に恵まれていない』『家庭崩壊』『孤独』という点です。幼い頃の親の離婚、貧困、虐待、放任、無教育等の劣悪な環境と孤独感の中で、食べていく為に必死に生きてきた人達です。

そして、これまで福祉の支援が届かなかった人達です。

また、私達は「犯罪」と聞くと、「誰が」「何をしたのか」という表に現れるものだけに気をとられ、裏に隠された部分までしっかり見ようとしないとこもあります。即ち、前面に出る罪名や前科に注目し、罪を犯した時の背景や要因、動機等をあまり深く追求しない傾向にあります。この背景や要因、そして成育歴等を見ると、個人だけの問題ではなく、家庭や地域社会に起因しているように考えてしまいます。であれば、これは私達の問題、社会の問題として取り上げなければなりません。「再犯」「累犯」というのは結果的に私達に跳ね返ってくる、解決しなければならない大きな課題であったとすることができます。

「福祉」という名の隔離ではなく

ある県の福祉関係者からこういう事を聞いたことがあります。

「こんな人達は、専用の施設を作らないと、どこも受け入れてくれないと思う」「地域生活定着支援センターの設置の前に専用の施設を作るのが先ではないか」と。刑務所と同じように隔離するという事です。そこには罪を犯した人達への全人間性の否定があると思います。それは排除そのものです。また、福祉の専門家と言われる人達は「リハビリ」「療育」などという専門用語を並べて、その対象者として入所施設での受け入れを最優先に考えているところもあります。これも本人不在の専門職が陥る自己満足的な福祉という名の隔離ではないかと考えます。

この罪を犯した福祉の支援を必要とする人達は、そんな福祉の細かい専門的、技術的な小手先とも言える支援を望んでいないように思います。それよりも日々の暮らしの中での「共感」とか「寄り添う」姿勢とかを最も尊重しなければならないと考えます。

「ふつう」の場所で心のバリアを溶きほぐす

私達は「安心」「安全」という最近の言葉から「排除」「隔離」へと意識が向かっていないか検証してみることも大切だと思います。一部ではなく、誰にとっても「安心」「安全」であるべきです。

地域生活定着支援センターで最も力を入れているのが「受け皿」の確保です。そのステージは、入所施設ではなく、できるだけグループホーム等の地域の中に求めています。

一般的に考えれば、刑務所を出所した「特別な人」かもしれません。そう考えてしまうのがある意味、普通とも言えます。ただこれは、本人の生まれ育った環境が福祉に届かず「特別」の状況下にあったと言えます。それによって人間不信、孤独、自信がない、ひがみ、人から良く思われたい(追従)等が悪循環によって重層的に蓄積され、一般社会からも見放された結果が、「犯罪」だと思います。したがって、その受け皿としては再犯防止の管理的、隔離的な処遇ではなく、「ふつう」の環境を重視し、地域生活を共に歩んでいけるソフトな福祉サービスの提供を第一として考えます。本人の、これまでの環境の中から出来上がってしまった心のバリアを溶きほぐしてくれる環境とはどういう環境なのかをもう一度考えていきたいと思えます。

このガイドブックがその受け皿作りの一助になれば、罪を犯した多くの人達の「幸福づくりが一步前に進むのでは」と願っております。

NPO 長崎県地域生活定着支援センター 所長 酒井龍彦